### 議案第6号

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月2日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段を定め、及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段の要件の一部を改めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

# 我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平 成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

#### 改正後

(保育園等との連携)

第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪 |第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪 問型保育事業を行う者(以下「居宅 訪問型保育事業者」という。)を除 く。以下この条、次条第1項、第7 条の3第2項、第14条第1項及び第 2項、第15条第1項、第2項及び第 5項、第16条並びに第17条第1項か ら第3項までにおいて同じ。)は、 利用乳幼児に対する保育が適正か つ確実に行われ、及び家庭的保育事 業者等による保育の提供の終了後 も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律 第120号) 第6条第1項に規定する 法律に定める学校において行われ る教育をいう。以下この条において 同じ。) 又は保育が継続的に提供さ れるよう、次に掲げる事項に係る連 携協力を行う保育園、幼稚園又は認 定こども園(以下「連携施設」とい う。)を適切に確保しなければなら

#### 改正前

(保育園等との連携)

問型保育事業を行う者(以下「居宅 訪問型保育事業者」という。)を除 く。以下この条、次条第1項、第7 条の3第2項、第14条第1項及び第 2項、第15条第1項、第2項及び第 5項、第16条並びに第17条第1項か ら第3項までにおいて同じ。)は、 利用乳幼児に対する保育が適正か つ確実に行われ、及び家庭的保育事 業者等による保育の提供の終了後 も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律 第120号) 第6条第1項に規定する 法律に定める学校において行われ る教育をいう。以下この条において 同じ。) 又は保育が継続的に提供さ れるよう、次に掲げる事項に係る連 携協力を行う保育園、幼稚園又は認 定こども園(以下「連携施設」とい う。)を適切に確保しなければなら

ない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験 させるための機会の設定、保育の 適切な提供に必要な家庭的保育事 業者等に対する相談、助言その他 の保育の内容に関する支援<u>(次項</u> において「保育内容支援」という。) を実施すること。
- (2) 略
- 1 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこ

ない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験 させるための機会の設定、保育の 適切な提供に必要な家庭的保育事 業者等に対する相談、助言その他 の保育の内容に関する支援**を行う** こと。

#### (2) 略

ととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内 容支援連携協力者を適切に確保す ること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を 満たすこと。
  - ア 家庭的保育事業者等と保育内 容支援連携協力者との間でそれ ぞれの役割の分担及び責任の所 在が明確化されていること。
  - イ 保育内容支援連携協力者の本 来の業務の遂行に支障が生じな いようにするための措置が講じ られていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協 力者とは、第27条に規定する小規模 保育事業A型若しくは小規模保育事 業B型又は事業所内保育事業を行う 者(第5項において「小規模保育事 業A型事業者等」という。)であっ て、第1項第1号に掲げる事項に係 る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等によ 2 市長は、家庭的保育事業者等によ る代替保育の提供に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認め る場合であって、次に掲げる要件の いずれかを満たすときは、第1項第一 2号の規定を適用しないこととす ることができる。
  - る代替保育の提供に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認め る場合であって、次に掲げる要件の 全てを満たすと認めるときは、前項 第2号の規定を適用しないことと することができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。ア家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - イ 代替保育連携協力者の本来の 業務の遂行に支障が生じないよ うにするための措置が講じられ ていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等に よる代替保育連携協力者の確保の 促進のために必要な措置を講じて もなお当該代替保育連携協力者の 確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者 とは、第1項第2号に掲げる事項に 係る連携協力を行う者であって、次 の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるものを いう。
  - (1) **家庭的保育事業者等**が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」 という。) 以外の場所又は事業所 において代替保育が提供される場 合 **小規模保育事業A型事業者等**

(1) 家庭的保育事業者等と次項の 連携協力を行う者との間でそれぞ れの役割の分担及び責任の所在が 明確化されていること。

- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育 事業者等は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める者を第1項第2号に掲げる 事項に係る連携協力を行う者とし て適切に確保しなければならない。
  - (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模

(2)略

6 略

<u>7\_</u> 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保 第3条 家庭的保育事業者等(特例保 育園型事業所内保育事業者を除 く。)は、連携施設の確保が著しく 困難であって、子ども・子育て支援 法第59条第4号に規定する事業に よる支援その他の必要な適切な支 援を行うことができると市が認め る場合は、第6条第1項の規定にか かわらず、施行日から起算して15年 を経過する日までの間、連携施設の 確保をしないことができる。

保育事業A型若しくは小規模保育 事業B型又は事業所内保育事業を 行う者(次号において「小規模保 育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

4 略

5 略

> 附 則

(連携施設に関する経過措置)

育園型事業所内保育事業者を除 く。)は、連携施設の確保が著しく 困難であって、子ども・子育て支援 法第59条第4号に規定する事業に よる支援その他の必要な適切な支 援を行うことができると市が認め る場合は、第6条第1項の規定にか かわらず、施行日から起算して10年 を経過する日までの間、連携施設の 確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。